令和６年度学校プール民間施設等活用試行実施委託結果について

１　実施目的

民間プール等の活用を試行実施することにより、熱中症や紫外線による健康リスク対策の有効性、水道代や修繕費用等の維持管理費低減の効果、指導上の課題（専門性や授業時数等）を踏まえた効果的水泳指導に関する有用性等について検証し、今後の取組につなげる。

２　実施状況

（１）実施場所：株式会社イトマンスイミングスクール多摩校

神奈川県川崎市多摩区西生田2-14-7

（２）実施日

狛江第一小学校［５月 21 日（火）～６月 14 日（金）計 10 日間］

５月（４日間）		６月（６日間）	
21 日（火）	６年生①	４日（火）	５年生③
22 日（水）	５年生①	５日（水）	６年生③
24 日（金）	６年生②	７日（金）	５年生④
28 日（火）	５年生②	11 日（火）	６年生④
		12 日（水）	５年生⑤
		14 日（金）	６年生⑤

和泉小学校［６月 18 日（火）～10 月 25 日（金）計 30 日間］

６月（６日間）		７月（６日間）	
18 日（火）	２年生①	２日（火）	４年生①
19 日（水）	３年生①	５日（金）	５年生①
21 日（金）	２年生②	９日（火）	４年生②
25 日（火）	１年生①	10 日（水）	５年生②
26 日（水）	３年生②	12 日（金）	６年生①
28 日（金）	１年生②	16 日（火）	６年生②

９月（９日間）		10 月（９日間）	
３日（火）	３年生③	１日（火）	５年生⑤
４日（水）	２年生③	４日（金）	６年生④
６日（金）	３年生④	11 日（金）	６年生⑤
10 日（火）	２年生④	15 日（火）	１年生③
13 日（金）	２年生⑤	16 日（水）	４年生③
17 日（火）	３年生⑤	18 日（金）	１年生④
20 日（金）	５年生③	22 日（火）	４年生④
24 日（火）	５年生④	23 日（水）	１年生⑤
27 日（金）	６年生③	25 日（金）	４年生⑤

（３）対象児童

狛江第一小学校：299 名（5･6年生のみ）

和泉小学校　　：513 名（全学年）

※令和6年5月1日現在の児童数

（４）水泳指導回数：各学年5回/年

（５）水泳指導時間：60 分/回

※移動、着替え等準備、片付けに要する時間は水泳指導時間に含めない。

３　実施の効果（学校からの聞き取り等を含む）

（１）健康・安全面

・昨今の気温上昇により、水温が著しく上がり、水泳指導を行う適切な条件が整わないため、やむなく指導を中止する日もあったが、決まった日程どおり確実に水泳授業を行うことができた。

・紫外線等による健康へのリスクに対する懸念もなくなった。

・指導者数が増えたことで、指導上の安全面でのリスクが軽減され運動量が増えた。

（２）水泳指導

・短期間で集中的かつ、児童の泳力に合わせた少人数での専門性の高い指導により、泳力向上につながった。

・入水の時間が長いため、運動時間を多く確保できた。
・学習途中で級の移動があるので、児童のやる気に繋がっていた。

【５・６年生について】
・昨年度は顔を水につけることができなかった児童が、顔をつけて 10m程度バタ足で泳げるようになった。
・昨年は平泳ぎの足の動きに課題があった児童が、マンツーマンに近い指導で足の裏で水をけることができるようになってきた。
・クロールの息継ぎがきれいなフォームで行うことができる児童が増えた。
・全体指導ではできなかった泳力の高い児童へのタッチターンの指導などより速く泳ぐために必要な動きを身に付けることができた。

（３）教員負担
・児童の活動を講師とともに評価することで、技能と資質の両面から客観的かつ合理的な評価ができ、また、評価に要する時間短縮につながった。
・水泳指導が天候に左右されることがなくなり、時間割の変更と組み直しが解消され、時間割作成が容易になり、教務に要する事務時間の削減が図られた。
・指導期間の水質の維持・管理がなくなったことで、水質と学年に応じた水位の安全が確保され、教員の負担が軽減された。
・健康上配慮が必要な教員への安全が担保され、心身ともに負担軽減につながった。

（４）維持管理費
プールに関わる維持管理費については、光熱水費、委託料（清掃、プール浄化装置保守点検、水質検査）、修繕料等がある。
民間プール委託の対象が全学年となり学校プールが利用されなくなった場合には、維持管理費の削減効果が見られるが、対象学年が限定的である場合は、削減効果の期待は難しい。
また、学校プールの構造上、校内の消火栓や校庭のスプリンクラーに直結している可能性があることから、学校プールを利用しなくなる際は新たな給水管の敷設等の課題が生じる。

４　狛江市公立小学校長会からの意見

狛江市公立小学校長会より、教育課程の適正実施に向けて、水泳指導については、外部委託により授業時数や児童の健康・安全面の確保による効果が大きいことが実証されたため、令和7年度から外部委託校拡大の意見が出された。また、試行実施による学習成果を踏まえ、狛江市立小学校の公立学校としての公平性から、とりわけ、小学校高学年における全校実施案が提示された。

５　今後の実施について

■民間プール施設を活用した結果、上述のとおり健康・安全、水泳指導、教員負担の各方面についての効果が確認できたところである。

■維持管理面における費用対効果については、旧狛江第四小学校跡地に整備予定の複合公共施設（室内温水プール）の利用をもって小学校の全校・全学年対応が完了した時点で効果が表れるものと考える。

■令和7年度については、取組の効果等を鑑み、引き続き民間プール施設を活用することとし、対象学校を全市立小学校に拡充し、5・6年生を対象として試行事業を実施する。

■中学校の対応については、令和7年度以降に検討する。なお、今後の校舎建替え時にプール設置の有無を含めて検討する。

■旧狛江第四小学校跡地整備基本計画に示されたとおり、温水プールの利用について、「小中学校の授業での利用」が想定された。当該計画の進捗状況を鑑み、当事業の方向性を今後も検討していく。

令和６年度
狛江市立学校第三者評価委員会
報告書

令和７年３月

狛江市教育委員会

は じ め に

平成 21 年度の試行を経て平成 22 年度から本格的な実施となった狛江市立学校第三者評価は、この間第三者評価委員の皆様や各学校の校長の意見を参考に評価方法等を改善しながら進めてまいりました。本格実施当初は、毎年全ての小・中学校を対象として第三者評価を実施していましたが、平成 25 年度からは、評価対象の校数を全 10 校から半分の５校に減らし、その分、学校訪問の回数を増やすなど、精緻な評価の実施に向けた改善を図ってまいりました。

コロナ禍においては、授業の様子を撮影した動画の視聴、ライブ配信の方法等、感染症対策を講じながらの実施となりましたが、令和４年度からは、全ての回で直接の学校訪問を再開し、学校の状況を詳細に確認していただいております。

この報告書は、第三者評価委員の意見や指摘を評価の観点に基づき、まとめたものです。本年度第三者評価の対象であった学校は、本報告書の内容を参考に令和７年度以降の学校経営の改善を進めていただきますようお願いいたします。また、来年度第三者評価の対象となっている学校は、本報告書及び昨年度の報告書を参考に学校の課題を整理し、評価の準備を進めていただくようお願いいたします。狛江市教育委員会事務局としましても、この報告書の指摘を真摯に受け止め、狛江市立小中学校の教育活動の支援に一層尽力してまいります。

令和７年３月

狛江市教育委員会

目　　次

１　令和６年度狛江市立学校第三者評価委員会委員名簿‥‥‥‥ ２

２　令和６年度狛江市立学校第三者評価委員会の経過‥‥‥‥‥ ３

３　狛江市立学校第三者評価委員会実施細目‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４

４　狛江市立狛江第三小学校‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ６

５　狛江市立狛江第六小学校‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ９

６　狛江市立和泉小学校‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 12

７　狛江市立狛江第二中学校‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 15

８　狛江市立狛江第三中学校‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 18

９　総括‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 21

１　令和６年度狛江市立学校第三者評価委員会委員名簿

【　委　員　】○：委員長

委 員 名	役　　職
一般財団法人　教育調査研究所　研究部長	○大橋　明
国立大学法人　東京学芸大学　特任教授	伊東　哲
淑徳大学総合福祉学部 教授 （社会福祉士　精神保健福祉士）	米村　美奈
株式会社ベネッセコーポレーション 取締役副社長兼執行役員	山河　健二

（敬称略）

【　事務局　】

狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長	松岡　弘悟
狛江市教育委員会教育部指導室統括指導主事	柳田　裕司

２　令和６年度狛江市立学校第三者評価委員会の経過

（１）開催日・内容等について

	開 催 日	会場	内　　容
1	令和６年６月 19 日（水）～ 令和６年７月 12 日（金）	各学校	第１回学校訪問
2	令和６年 12 月 20 日（金）～ 令和７年２月７日（金）	各学校	第２回学校訪問
3	令和７年３月７日（金）	市役所	報告書検討会

○　狛江市立学校第三者評価委員会実施細目により平成 25 年度から「教育委員会事務局は、各学校の学校経営計画における重点項目や狛江市教育委員会の施策、前回の第三者評価結果に基づき評価の観点を学校ごとに決定する。」こととなり、事前に事務局が第三者評価実施校を訪問し、評価の観点を決定した。各学校の評価の観点は総括及び学校ごとのページの冒頭に記載した。

○　第１回学校訪問（令和６年６月 19 日（水）～令和６年７月 12 日（金）実施）では、委員が各学校を訪問し、校長から学校経営方針について各学校の評価の観点に基づいてヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、各学校における学校経営上の課題等を把握した。

○　第２回学校訪問（令和６年 12 月 20 日（金）～令和７年２月７日（金）実施）では、再度各委員が学校を訪問し、各学校の評価の観点に基づき管理職や教務主任から教育活動の実施状況についてヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、第１回学校訪問の際に指摘した課題の改善状況や教育活動の成果について把握した。

○　報告書検討会（令和７年３月７日（金）実施）では、今年度の総括として各委員の学校訪問の記録等から評価結果をまとめ、報告書を作成した。

（２）評価の観点について

令和６年度に学校ごとに設定した評価の観点

学校名	観点①	観点②
狛江第三小学校	自ら問いをもち 主体的に学習に取り組む態度の育成	インクルーシブ教育システムの 視点に立った授業改善の充実
狛江第六小学校	主体的・対話的で深い学びの実現	ICT 機器の効果的な活用
和泉小学校	問いをもって学び続ける児童の育成	自治的な活動による児童の 主体性の育成
狛江第二中学校	主体的・対話的で深い学びの実現	教育目標「相互敬愛」の具現化
狛江第三中学校	互いのよさを認め合う教育活動	特別支援教育の視点をもち、その もてる力を粘り強く高めていく指導

３　狛江市立学校第三者評価委員会実施細目

１　目的

市立学校の管理運営を司る狛江市教育委員会が設置した狛江市立学校第三者評価委員会が、各小・中学校の学校運営全般について専門的・客観的立場から評価・検証し、その結果得られた課題及び問題点を基に、学校に対し適切な支援・指導を行うことで、地域に根ざした魅力ある学校づくりに資する。

２　評価方法

（１）第三者評価委員と教育委員会事務局がチームとなって評価を実施する。

（２）中学校区をもとに市内全 10 校の小・中学校を２つのグループに編成し、それぞれのグループを隔年で評価する。

（３）第三者評価において前回実施した評価結果等も含め、２年間の学校経営状況や経年での変化をもとに、中期的な経営の評価を実施する。

（４）校長による学校経営についての説明と質疑、管理職及び主幹教諭等より教育活動の実施状況やＱＵアンケート調査の結果等の説明、授業参観、教務主任の協議等を通して評価する。

（５）第三者評価委員会は評価結果をまとめ狛江市教育委員会教育長へ報告するとともに、事務局は各学校長、狛江市教育委員会、狛江市議会総務文教常任委員会へ報告する。

（６）学校は、評価結果に基づき、教育委員会と連携して課題解決に向けて解決策等を具現化する。

３　評価の観点

教育委員会事務局は、各学校の学校経営計画における重点項目や狛江市教育委員会の施策、前回の第三者評価結果に基づき評価の観点を学校ごとに決定する。

４　年間計画

（１）４～５月に第三者評価実施校長の意向を確認の上、各学校の評価の観点を決定する。

（２）６～７月に各学校を訪問し、校長より学校経営方針について各学校の評価の観点に基づいてヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、各学校における学校経営上の課題等を把握する。

（３）12～１月に再度学校訪問を実施し、各学校の評価の観点に基づき管理職や担当教諭等から教育活動の実施状況についてヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、課題の改善状況や教育活動の成果について把握する。

（４）２～３月に評価結果をまとめ報告書を作成する。

５　狛江市立学校第三者評価グループ

◇第一グループ（令和５年度第三者評価実施校）※令和７年度実施校

小学校	中学校
狛江第一小学校	狛江第一中学校
狛江第五小学校	狛江第四中学校
緑野小学校	

◇第二グループ（令和６年度第三者評価実施校）

小学校	中学校
狛江第三小学校	狛江第二中学校
狛江第六小学校	狛江第三中学校
和泉小学校	

６　令和６年度委員及び事務局

【委　員】○：委員長

所　属・役　職	氏　　名
一般財団法人　教育調査研究所 研究部長	○大橋　明
国立大学法人　東京学芸大学 特任教授	伊東　哲
淑徳大学総合福祉学部 教授 （社会福祉士　精神保健福祉士）	米村　美奈
株式会社ベネッセコーポレーション 取締役副社長兼執行役員	山河　健二

（敬称略）

【事務局】

狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長	松岡　弘悟
狛江市教育委員会教育部指導室統括指導主事	柳田　裕司

４　狛江市立狛江第三小学校

⑴ 管理職

校長　所　水奈　　副校長　秦　弘行

⑵ 評価の観点

【評価の観点①　自ら問いをもち主体的に学習に取り組む態度の育成】

【評価の観点②　インクルーシブ教育システムの視点に立った授業改善の充実】

⑶ 第１回学校訪問より

ア　校長の学校経営方針の説明について

〇学校経営方針が構造的であり、「学校の教育目標」と「学校教育目標を達成するための指導の重点」の対応関係が明確であり、内容も具体的である。

〇校長のリーダーシップを感じた。教員が受け身の姿勢にならないよう、校長が掲げる教職員像について理解啓発をしていくことが重要である。

〇経営の最大の意思表示は、組織編成（方針）と人事である。校長の組織変更への意思を実現させるためにも、目的に近付くステップを明確にすることも有効である。

イ　評価の観点①　自ら問いをもち主体的に学習に取り組む態度の育成

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…〇　　課題…●〕

〇学習を進めるにあたり、児童は「誰と学習するのか」（１人、ペア、グループ）、「どのような方法で調べるか」「どこでやるか」（場所）が選択できるようになっており、一人ひとりの児童に合った方法で取り組むことができるようになっていた。このことは児童の学習へのモチベーションを上げ、主体的な取組に繋がる。

〇授業で観られたように、「学び方を学ぶ」の視点は、二極分化（学力・モチベーションの広がり）対策の観点から、「幅の縮小・下位層の減少」に有効な視点である。

●児童の「問い」の持たせ方への工夫が必要だと感じた。これは、もちろん教材の工夫は必要であるが教員の児童への問いかけ方の工夫やポイントの明確化が必要である。

ウ　評価の観点②　インクルーシブ教育システムの視点に立った授業改善の充実

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…〇　　課題…●〕

〇障がいの有無にかかわらず、児童がもつ力を十分に発揮できるように環境を整えることが重要になる。通常の学級においても合理的配慮が必要な児童がいる場合もあり、全ての児童に特別支援学級の指導の内容や方法等の理解を含め、自己理解、他者理解の教育を実施することが大切である。

〇小集団の活動において、ルールを口頭で確認した後、児童の特性を踏まえ、ルールを文字で提示し、ゲームの試行を行った。聴覚だけでなく、視覚でも確認できる配慮がなされていた。

●授業では気持ちをコントロールすることが目標の１つとなっていたが、児童の様子からすでに今回の場面であれば可能であったことが分かる。もう少し、高い学習内容も可能であると考えられるため、児童の再アセスメントが必要かと考える。

(4) 第２回学校訪問より

ア　教務主任等による学校経営方針等の理解について

○「子供の声を聴くこと」について、校長が学校経営方針に「はじめに子供在りき」を掲げている。教務主任として、どこで「子供の声」を聴くことが大切か考え、校内研究の授業を参観した教師が、授業後、授業について児童にインタビューをするようにした。児童目線での授業観が捉えられるようになったことは、経営方針の具現化として成果が期待される。

○「教師の声を聴くこと」について、「教師のウェルビーイング」を考えている。中間評価で教員の声を聴くこと、校務改善プロジェクトを立ち上げたことは評価すべき内容である。

○教務主任から説明の際に「校長に言われたことの意味を○○のように考えた」等の発言があった。校長の指示等を教務主任としての問題として受け止めて、主体的に考えようとする姿勢が見えた。こうした主体的に業務（教育）に取り組む姿勢ができていることに、教務主任としての伸びしろを感じた。

イ　評価の観点①　自ら問いをもち主体的に学習に取り組む態度の育成

〔第１回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○　さらに改善が必要な点…●〕

○社会科見学で分かったこと、気付いたことをリーフレットにまとめる授業であった。本時の学習のめあてと学習計画を児童自身が決定し、学習に臨んでいた。教科等横断的な取組であり、児童の目的意識、相手意識が明確になっており、学習への意欲が感じられた。

○１学期から構造的な学びのしくみを考えて実践していることが素晴らしい。中でも学び方の選択を児童にさせるやり方で学ぶ人数、場所、方法、時間と選択肢を学期ごとに増やしていった取組の効果や意義等、校内で共有していただきたい。

●学習後の子供の振り返りを確実に行っていくことが大切である。ワークシートには「進み具合」と「学び方」の２つの項目が示されていたが、児童に分かりやすいように、少し細かい段階を示すことが必要ではないかと考える。

〔令和７年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

○これまでの学習により、学習の見通しに基づいて学習を調整する力が育っているのかを、取組を繰り返しながら、今後、検証をしていく必要がある。

○学習の振り返りの仕方をさらに研究し、児童が自分自身の学習の進め方を考える時の資料にできるようすることが大切だと考える。

○教科等横断的な指導計画を、次年度、学校として採用するのかどうかを判断し、必要ならば指導計画に組み込むことが求められる。教員の意欲的な教育実践を生かしていく方策を検討することが大切である。

ウ　評価の観点②　インクルーシブ教育システムの視点に立った授業改善の充実

〔第１回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○　さらに改善が必要な点…●〕

○特別支援教室の授業では児童の机上に、支援ツールが置かれていた。これらは通常の学級での児童の様子について、通常の学級の担任と情報交換し、作成したものとの説明を受けた。通常の学級の担任との情報交換や連携がなされていることは、非常に重要なことだと考える。

○創意工夫がなされた授業であった。特に個別の児童の理解が深く、それぞれの児童にどのように関わり、何を学ばせるのかという視点が明確な指導が展開されていた。

〔令和７年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

〇特別支援教室担当と通常の学級の担任との情報共有・連携がなされていることが分かった。校内体制として、今後とも重点事項として継続する必要がある。

〇廊下の端の方に、クーリング・ダウンのためのスペースが数か所作られる等、特性のある児童も通常の学級で学ぶための環境づくりを推進していることが分かった。また、インクルーシブ教育システムの視点に立った授業改善について、教員の自主的な研究会の開催により、「指導が変わってきた」という声が出てきている。自分たちの取組で、変化を感じ取ることができていることは、教員自身の自己有用感を高めることにつながるため、取組を継続していただいきたい。

5　狛江市立狛江第六小学校

⑴ 管理職

校長　辻　勘助　　副校長　浜崎　宣夫

⑵ 評価の観点

【評価の観点①　主体的・対話的で深い学びの実現】

【評価の観点②　ICT 機器の効果的な活用】

⑶ 第１回学校訪問より

ア　校長の学校経営方針の説明について

○校長が方針として掲げている「子供たちが自信をもち、登校する学校」、「子供たち、保護者、地域に信頼される学校」、「地域とあゆむ学校」という３つのビジョンは分かりやすく、全教職員からの理解を得ることができるものであると考える。

○ビジョンを掲げた背景、ビジョンを達成するための具体的な行動計画、各年度ごとの達成目標などを示すことにより、さらに現実的な学校経営方針となる。

○学校経営計画は網羅的であるので、整理の方法として重点事項等を焦点化する必要がある。

イ　評価の観点①　主体的・対話的で深い学びの実現

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○　　課題…●〕

○自分たちが調べてきたことを２年生に発表するための練習に取り組む授業において、児童は目的や相手を十分に理解し、グループで練習し評価し合っていた。目的が明確であり、児童自身が主体的に取り組んでいた。

○最後の振り返りの際、指導者が視点を示し、振り返りが焦点化するようにし、自己評価しやすいようにしていた。主体的な学びを進める上で、欠かせないことである。

●現行の学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」については、あくまでも授業改善の視点として考え、各教員が目指す授業改善や学校全体の授業改善のポイントを絞って取り組むことが重要である。

ウ　評価の観点②　ICT 機器の効果的な活用

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○　　課題…●〕

○タブレット端末で、グループの発表の様子を録画し、この後のグループでの振り返りの時に動画を視聴するという使い方は効果的であり、振り返りの視聴が漫然と行われずに、発表が改善できるようになっている。

●日常の実践の中で ICT 機器を利活用した指導の記録を全教員で共有できるシステムを作り、そこに「記録と授業者の振り返りを保存する」「その記録を他の教員が見て、気付いたこと、改善点を書き込み共有する」等の工夫が必要である。

⑷ 第２回学校訪問より

ア　教務主任等による学校経営方針等の理解について

○学校運営協議会と連携・協働するために、地域学習等、地域の協力が必要な学習について、学習する学年、内容、時期を一覧にまとめている。資料化することによって学校運営協議会の協力も得やすくなるとともに、学習の「重なり」や「落ち」を見付けることができる。

○学校経営方針をよく理解して、具体的な教育活動に結びつけていると感じた。また、学校評

価アンケート結果を使い、保護者の評価が特に低いところに着目し、保護者の理解を深めるための活動に力を入れていた。

○教職員、保護者、児童に共通に投げかけた評価項目がある場合には、三者間の意識のズレに着目し、その原因の究明と改善プランの立案が必要であり、それが学校のアカウンタビリティーである。

イ　評価の観点①　主体的・対話的で深い学びの実現

〔第１回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○　さらに改善が必要な点…●〕

○授業に当たって児童にアンケートをとり、児童は「思いや考えを伝えることは大切」と考えているが、「得意」と思う児童は少ないことを明らかにすることで、本単元の学習の必要性を感じ取らせ、児童の前向きな取組につなげていた。

○指導者の問い掛けに当てられなくても、口々につぶやく児童の姿があった。この姿が主体的な学びだと感じた。こうした発言が増える学級経営が主体的・対話的学びの実現の土台となると思われる。

●「筋道を立てて考え、プログラミングの思考を養うこと」が目的であったが、本時のめあてを児童に的確に伝える必要がある。児童が何のために取り組むのかを自覚することで、主体的に学習に取り組むことにつながる。

〔令和７年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

○授業中に、一人ひとりの児童の反応を的確に見取り、それに応じた支援をすることが個別最適な学びを成立させるために必要である。そのためには、事前に児童の反応を予測し、支援の内容や方法を検討しておくことが求められる。

○授業改善の視点は、児童の学びの改善を意識し、教師の説明だけでなく、児童が活動する時間の量と質を高めていくことが重要である。その第一歩は、児童が学びの見通しをもつことと、学びを振り返る時間を確保することにあり、このシンプルな取組を各教科等で実践してほしい。

○校内研究のサブテーマに位置付けて取り組んできた「個別最適な学びの実現」について、指導計画を作成するとともに、学習指導案にも位置付けて研究授業をしてきたとのことであったが、校内で重視し研究していることであるため、略案等においてもその視点に基づく内容を明示することが求められる。

ウ　評価の観点②　ICT 機器の効果的な活用

〔第１回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○　さらに改善が必要な点…●〕

○「児童用スキルチェックシート」で学年ごとに習得させたいスキルを明確にしており、学校として取り組むためには重要なツールである。また、教師の ICT 機器のリテラシーの向上を図るために、模擬授業を行い、その中で ICT 機器活用の仕方を学ぶようにしたことも、実際の場面と ICT 活用が結び付けられるよいアイデアである。

○児童は自分の考えたことを、ICT 機器を活用して授業者へ送信していた。授業者が内容を確認できると同時に、他の児童も参照し、さらに自分の考えを広め深めることができるようになっていた。

●タブレット端末とワークシートの扱い方について、それぞれの特性を考えて指導の在り方を工夫する必要がある。

〔令和７年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

○「タブレットレベルアップシート」は、個別最適な学びの実現において、大変有効なツールであり、児童の主体的な学びに結び付くため、改訂を重ねながら、取組を継続してほしい。

○児童の発達の段階や、学習の目標・内容を吟味して、ICT 機器を使うのか、紙に書いたり具体物を使ったりするのかを判断することが求められる。それはひとえに、児童の実態の的確な把握と深い教材研究による。

○ノートに書くこと、タブレット端末に記入すること、さらにはどちらも使うことなど、授業時のそれぞれの使い方があった。各々の教育上のメリット、デメリットがあり、この視点で校内研究、研修等のテーマとして取り組むことにより、ICT の効果的な活用が促進される。併せて、児童にその使い方の意味を教授する必要がある。

6　狛江市立和泉小学校

⑴ 管理職

校長　鷲見　真太郎　　副校長　淋　慎一郎

⑵ 評価の観点

【評価の観点①　問いをもって学び続ける児童の育成】

【評価の観点②　自治的な活動による児童の主体性の育成】

⑶ 第１回学校訪問より

ア　校長の学校経営方針の説明について

〇学校を、「児童全員の居場所づくり～みんな同じじゃなくていい・『きちんと』を強制しない学校～」としてとらえ、多様性の尊重や公平性、包摂性としてのDE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）の考え方を取り入れるなど、国の教育振興基本計画など先進的な理念を取り入れているものと推察する。

〇「教師と子供が協働して作るカリキュラム」において、児童の問いをもとにした問題解決学習を、児童が学習計画を立てて追究することが示されている。突き詰めると、教師があらかじめカリキュラムを作成しておくのではなく、児童の学習履歴がカリキュラムになる。

〇学校経営方針及び経営目標を実現するため、到達するために何が必要か、何が足りないのかということについて、教員個々の能力の伸長、組織能力の向上、当事者意識の醸成という視点を踏まえて討議、認識、計画化を行う必要があると感じた。

イ　評価の観点①　問いをもって学び続ける児童の育成

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…〇　　課題…●〕

〇児童が「次の町探検で見たいもの」をワークシートに記入した内容を見ると、見たいものだけでなく、理由や方法を記入している児童が多くいた。自分が何かしようとする時に、思い付きではなく、その理由や方法を説明できることは大切である。

〇既習事項を整理したパネルを用いる等、前単元における児童の学びを整理するとともに、新たな単元指導計画を貫く学習課題の確認と、本時における問いが共有され、社会科の学習における「問題解決的な学習」のスタイルが取られていた。

●「問いとは何か」というイメージが明確になると、授業内で児童が「何を求められているのか」が明確になるのではないか。「問いをもつ」という概念を明確にするとよい。

ウ　評価の観点②　自治的な活動による児童の主体性の育成

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…〇　　課題…●〕

〇児童運営委員会（代表委員会）を参観した。こども基本法や東京都こども基本条例に基づき、児童・生徒に直接関わる問題については、可能な限りに児童・生徒の意見を表明する機会を設定することが求められていることから、また主権者教育という観点からも、本校の自治的な活動は意義ある活動である。

〇Teams 等の活用により、効率的な運営がなされ、委員会中も見守る姿勢を保っていることが分かった。常に裏方に徹する、教員の教育力の必要性を感じた。

●話し合う内容（議題）が教員から与えられて話し合っているとのことだった。子供自身が当事者として解決をしていく活動にする必要がある。

(4) 第２回学校訪問より

ア　教務主任等による学校経営方針等の理解について

○校長の命を受け、学校の教育目標の改訂を教員が行ったことにより、教育目標の共通理解ができ、実践に結び付いている。

○若手教員の授業力向上のための模擬授業を夏季休業日中に行い、若手教員のみならず、他の中堅・ベテラン教員にも刺激を与えているという。このことが組織を活性化する上で有効な手段であると考える。

○主幹・主任会議や提案会議を企画し、教員が困っている事項を聞き、「教員の仕事をしやすい環境を作っていきたい」という教務主任の意気込みが感じられた。

イ　評価の観点①　問いをもって学び続ける児童の育成

〔第１回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○　さらに改善が必要な点…●〕

○「児童が問いを立て、問題解決的な学習につなげるための３ステップ」を校内研究で明らかにし、全教師が共通理解をしていること、そしてそれを研究対象以外の教科に広げようとしていることは、非常に価値のあることである。

○低学年の児童が振り返りをしっかり行っている姿が印象的だった。２年生という発達段階においても、本校の児童のようなメタ認知能力を発揮できるという姿を見て驚きを隠せなかった。

●学校経営全体構想図について欲を言えば、「問いをもって学び続ける児童」の欄に記載の項目が、目標にする事項なのか、具体的に実施する事項なのか、混在していると感じた。さらに整理すると学校内での具体的な取組内容が明らかになると考える。

〔令和７年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

○１年生の学習で児童が記入したものや掲示物が使用され、教育効果を上げていた。本時に限らず、他の教科等や他の学年等においても、それまでの学習の成果物等を使うと教育効果が上がるものをリストアップし、単元の指導計画に記入して、学校として保管ができるようにするとよい。

○前学年からこのような学習の仕方で取り組んで生きているとのことだった。児童が問いをもち、主体的に追究できるようになるには、それなりの時間がかかる。若手教員には、このことをしっかりと理解させる必要がある。１時間の授業を見たり、見せたりして若手教員を指導していくことも大切だが、長いスパンでの指導の在り方、指導の積み重ねについても指導をしていく必要がある。

ウ　評価の観点②　自治的な活動による児童の主体性の育成

〔第１回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○　さらに改善が必要な点…●〕

○児童運営委員会について、第１回の学校訪問では教師から提示された議題を話し合っていたが、今回は子供から出された議題について話合うようになっていた。まさに自治的な活動であり、児童主体の取組になってきていると感じた。

○児童の議論を活性化させる議題と、教師のファシリテーションにより、充実したディスカッションが創出されていた。

○児童運営委員会の進め方は、目を見張るものであった。このような委員会を児童が開くことができるようになる指導の在り方、方法等を、他の教員への伝え方の工夫が必要となると思うが、是非伝授していただきたい。

〔令和７年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

○全教師が、児童に「任せて」「見守る」ことの大切さを実感し、それができるようにする必要がある。児童に「任せて」「見守る」ことは「児童運営委員会」だけのことではなく、日常の授業でも同じことである。

○児童にとって解決の必要性があることを議題とすることを、全教職員で共通理解する必要がある。児童が「解決が必要だ」と思うことと、教師が課題に思うことが一致しているとは限らない。そのような場合の考え方や、児童運営委員会は「問題解決の場」ではなく、児童育成の場だということを全教職員で共通理解しておく必要がある。

7　狛江市立狛江第二中学校

⑴ 管理職

校長　植村　多岐　　副校長　小松　香織

⑵ 評価の観点

【評価の観点①　主体的・対話的で深い学びの実現】
【評価の観点②　教育目標「相互敬愛」の具現化】

⑶ 第１回学校訪問より

ア　校長の学校経営方針の説明について

〇学校の教育目標の一つであり、重点としている「相互敬愛」について、その意味について、具体的な生徒像を全教職員で明確にするとともに、その過程で生徒が「相互敬愛」をどのように捉えているのかについて声を聞き、学校全体で共通理解を深める必要があると考える。

〇学校経営のグランドデザインが１枚の紙に収まっているものの、内容が網羅的になっており、１年間の計画として盛り込みすぎの感がある。重点を絞らないと結果に結び付かない懸念がある。

〇学校経営方針・目標達成に向けての定量・数字目標について、現状の数字をどう捉え、どのように学校として対策していくか、重点的な検討が必要である。

イ　評価の観点①　主体的・対話的で深い学びの実現

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…〇　　課題…●〕

〇「課題設定」「課題解決」「協働解決」「まとめ・振り返り」が位置付けられている。この４項目は生徒の思考の流れを想定したものだと推測される。教員の支援を受けながらも、この流れで学習を積み重ねていけば、やがて支援がなくても生徒が自律して学習をしていけるという考えの下に、この位置付けがなされていると思われる。

●生徒の学力・意欲の幅の二極化があり、更にその幅が拡大している現状であるならば、それを前提にした授業計画にしておく必要はないか。一見して、授業に集中している生徒が多いという印象をもったが、学校全体として、あるいは各教員が生徒の学力・意欲の幅をどう縮小するか、つまり上位層は更に伸ばし、下位層を実数として減らすための目標、計画が必要であると思われる。

ウ　評価の観点②　教育目標「相互敬愛」の具現化

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…〇　　課題…●〕

〇校長の説明から、「相互敬愛」の言葉自体は、校内に浸透しているようである。その意味を教職員や生徒が自分の言葉で説明できるようにすることが大切である。四文字熟語に終わらせない努力が求められる。

〇「相互敬愛」の具現化は、「主体的・対話的で深い学びの実現」の構成要素ではないかと考える。つまり、主体的・対話的で深い学びを実現するためには、生徒同士が互いを尊重することが前提である。

●授業や中休みの生徒の様子から、生徒が「相互敬愛」の真の意味を理解しているとは言い難く、参観をした授業の中でも「相互敬愛」ととらえられる場面は少なかった。単に生徒同士が情報交換をしていることを「相互敬愛」ということならば、そのような場面はあったが、「相互敬愛」とは、自他ともに尊重することをだと考える。

(4) 第２回学校訪問より

ア　教務主任等による学校経営方針等の理解について

〇東京都教育委員会の指導主事の指導を受けたり、教師道場の教員の授業の公開を行ったりたこと、若手の教員はICTを授業に活用するようになったこと等、授業改善に取り組んでいることが分かった。

〇学校評価の結果から課題を明確にし、教育に反映するPDCAサイクルをつ取り組む具体的な活動は評価できる。学校評価の結果だけでなく、校長が作成している学校経営グランドデザインの項目へも意識を配り、一貫した経営方針に沿った教育内容にする見せ方を心掛けてほしい。

〇その学校評価について、大切なことは、学校の認識と保護者あるいは生徒の認識のズレを把握し、そのズレの背景にあるもの、課題の改善を図る取組を提示することが重要である。教務主任として、引き続きその点にも着目してほしい。

イ　評価の観点①　主体的・対話的で深い学びの実現

〔第１回学校訪問時に比べ改善が見られた点…〇　さらに改善が必要な点…●〕

〇授業者が「教科書を読みなさい」と指示をして読ませるのではなく、ワークシートの問題文「次の情報について、教科書の英文を根拠に反論しよう」というように、生徒が教科書を読みとる必要感をもたせる工夫があった。また、授業者の指導行動について、前回からかなりの工夫等を行い、授業を改善に努めたことに敬意を表したい。そうした真摯な態度に生徒もついていくのだと考える。

〇物語文である本教材が好きであるという気持ちが湧いている姿が見られた。これは、生徒が教材の物語を理解しているからこその結果であると考える。読み込みができている。

●グループで意見を交流する場面では、意見を一つにまとめず、このことは、他者が述べる考えを聞き合うことに重点が置かれていると感じた。一方、意見の理由や根拠への関心が薄くなり考えが深まったとは見えず、他者の意見を聞く際の視点をもたせることが求められる。

〔令和７年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

〇「主体的・対話的で深い学び」に掲げる生徒の具体的な姿を明確にし、そのようになるための学習活動、支援等について、より一層研究を深めていくことが求められる。「完全な授業はない」ということを常に肝に銘じ、謙虚に実践を高めていくことが求められる。映像で自身の授業を記録し振り返る等、客観的に自身の授業を捉えることも時には必要である。

〇学校経営を構成する要素・項目を明確にし、その要素・項目に応じて、全体観をもった学校経営への具体策の検討が必要である。特に指導力向上、授業改善をはじめ、様々な視点から方策を明確にすることで、学校の特色を踏まえた学校経営につながると思われる。

ウ　評価の観点②　教育目標「相互敬愛」の具現化

〔第１回学校訪問時に比べ改善が見られた点…〇　さらに改善が必要な点…●〕

〇相互敬愛の実現のために生徒に様々な取組が行われたと校長から報告があり、その教育実践への努力が見えた。

〇生徒が一人ひとりで課題に取り組む際、授業者は生徒の間に入り個別指導を行っていた。一人一人の生徒の学力保障をすることは「相互敬愛」につながる要素であると考える。

●４人グループで意見を交流する場面では、意見を一つにまとめず、友達が述べる考えを聞き合うことに重点が置かれ、「相互敬愛」をねらっていると感じた一方、生徒はワークシー

トに書いたことをそのまま読み上げ、それを聞いた他のメンバーは形式的に拍手をし、次の生徒の発表に移っていった。生徒は「相互敬愛」を形式的に捉えているとも考えられる。

〔令和７年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

○的確な評価を行うためにも、「相互敬愛」が具現化された生徒の姿を明確にする必要がある。常にPDCAを意識して学校経営を進めることが大切である。

○学校のどのような活動であっても「相互敬愛」の具現化が可能ではないであろうか。業務が多くなる中で「相互敬愛」のための教育を行うという考え方よりも、全ての教育活動において「相互敬愛」の具体化が可能と考え、実践していただきたい。

8　狛江市立狛江第三中学校

⑴ 管理職

校長　岩瀬　敏郎　　副校長　設楽　知

⑵ 評価の観点

ア　第１回学校訪問

【評価の観点①　互いのよさを認め合う教育活動】

【評価の観点②　特別支援教育の視点をもち、そのもてる力を粘り強く高めていく指導】

⑶ 第１回学校訪問より

ア　校長の学校経営方針の説明について

○校長が、どのような学校を目指そうとしているのか理解できた。また、校長が課題として捉えていることも理解できた。自校に限らず、中学校全般における課題を把握し、その課題の解決に向けて、シンプルで明確な経営方針を掲げていると考える。

○目指す学校像として掲げる「自尊感情と自己肯定感を高める指導を実践しながら」について「自尊感情」と「自己肯定感」について概念規定を明確にし、教員が理解できるようにする。必要がある。何故「自尊感情と自己肯定感を高める指導を実践しながら」が必要なのか、具体的な例を挙げるなどして、教員が納得できるようにすることが大切だと考える。

○生徒の成長を心から喜べる、生徒の成長につながる授業を考え抜き、実践し続ける教師を増やす計画を見える化することが、本校の学校経営計画の実現に向かう。

イ　評価の観点①　互いのよさを認め合う教育活動

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○　　課題…●〕

○グループエンカウンターとロールプレイングを組み合わせ、グループで協力して課題を解決していく授業を参観し、生徒が非常に意欲的に課題に取り組んでいる様子が見られた。グループ活動がうまくいかなくても、相互に非難することなく、次の方法を考えることができていた。その際、「まぁ、とにかくやってみよう」という前向きの発言も聞かれた。

○授業途中で、解決へのヒントを提供する授業構成は、実社会での課題解決に向かう状況に特に近いと感じた。チーム活動での時間経過の中で、チームとして獲得してきた情報を、課題解決のための検討に加えていく力こそ、チームの力であると感じた。

●互いのよさを認め合うためには、学級活動や総合的な学習の時間などを活用するなどして、社会性の育成やコミュニケーション能力、アサーショントレーニングなどのスキルを高めるための取組も行いたいところである。

ウ　評価の観点②　特別支援教育の視点をもち、そのもてる力を粘り強く高めていく指導

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○　　課題…●〕

○平泳ぎのフォームを改善するために、動画で手本となるフォームを確認して改善点を見付け、それを友達に伝えて見てもらい、助言を受けるという内容だった。課題が自分事であり、目標が明確で活動の動機付けができていた。学習カードを作成し、ねらいや振り返りができるように工夫されており、粘り強く取り組むための仕掛けがなされていた。

●本校において特別支援教育の視点とは何かということを教職員全員で共有することが大切である。例えば、それぞれの障がいを克服し、自立した生活ができるようにすることとか、情緒障がいの特性についての専門性を高めること等、本校に求められている特別支援教育の視

点を明らかにする必要がある。

⑷ 第２回学校訪問より

ア　教務主任等による学校経営方針等の理解について

○教員の反応について、積極的に発言するようになるとともに、学年を超えて協力し合えるようになっているということだった。教務主任が教員の悩みを聞いたり、それに対して適切な助言をしたりすることが、教員間の人間関係を良好なものにしている。また教員がこれまでもっていた生徒の見方を変え、それが指導に仕方の変化に結び付いている。

○若手教員と中堅・ベテラン教員がペアとなって、授業参観の上、指導・助言を行う研修の取組は、様々な調整を要することから実施しづらい内容であると推察できる。しかし、ペアの組み方も事前ヒアリングにて十分に調整し、参観シートなどで助言方法も工夫し、具現化している点は、大いに評価できるポイントである。

イ　評価の観点①　互いのよさを認め合う教育活動

〔第１回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○　さらに改善が必要な点…●〕

○グループエンカウンターを通し、４人グループで既習の知識を活用し解決をする課題だった。生徒が学習したことをもとに解決するのに適した課題であり、生徒は積極的に取り組んでいた。グループのメンバーの言うことをしっかりと聞き取ろうとする様子が見られた。

○前回の学校訪問と今回の学校訪問の両方ともグループエンカウンターによる授業であった。今回は初任者教員の授業であったが、第１回の授業者がこれまで計画的に初任者教員に指導を重ねており、互いのよさを認め合う教育活動を着実に広げていることが分かった。

●今回の授業テーマであれば、知識があるものが主体的になりやすい。本授業が各自にどのような役割の取り方を求めている目標なのかが更に明確であると、授業者の目指す教育方針が理解できると考える。

〔令和７年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

○来年度も、今年度の実践をもとに、生徒同士が互いのよさを認め合えるように授業改善を進めていくことができるとよい。教員の異動等もあり、また新たに指導・助言しなければならないことが想定されるが、体制が構築されていれば円滑に進めることができる。

○互いのよさを認め合える「協働的な学び」は様々な方法で実施できる。別の方法についても研究し守備範囲を広くしていくことも大切である。

ウ　評価の観点②　特別支援教育の視点をもち、そのもてる力を粘り強く高めていく指導

〔第１回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○　さらに改善が必要な点…●〕

○ダンスの取組にあたり、指導者は基本の動き等を指導しており、生徒はそれをもとに創作をした。この基本の指導が重要だと感じた。またグループで創作する際には、メンバー間での葛藤があったと聞いた。生徒には合意形成をする力が身に付きてきていると思われる。

○ダンスの授業はかなりの工夫がなされ、成熟した授業であると感じた。発表会までに踏んできた過程が重要であり、それを生徒が実感しているように見受けられた。特に他者を懸命に応援する姿勢は、指導だけではできるものではなく、生徒が身体の芯から応援したいという気持ちが湧いてきたことが分かり、本授業のねらいの深さを感じた。

○前回とは別の保健体育科の教員が主担当であったが、前回同様、生徒の粘り強い取組を引き出すための工夫や配慮がなされており、特別支援教育の視点をもち、そのもてる力を粘り強く高めていく指導について、校内の広がりを感じる。

〔令和７年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

○特別支援教育の視点による授業改善では、心理的安全性の確保、「友達を受け入れれば、自分も受け入れられる」等、キーとなる要素がある。その要素を洗い出し、今後の授業実践に活かせるとよいと考える。

○「個人差への対応」や「個に応じた指導」について、通常の学級でも特別支援教育の視点と同じように個々の生徒に目を向け、個人差に対応する授業の組み立てを目指している。各教員が生徒の個人差（習熟度等）を認識するだけでなく、授業の中での支援をどう具体化できるのかを研究テーマとして取り組まれると経営方針の更なる実現につながると考える。

９　総括

（１）学校経営の状況について

○今年度訪問した全ての学校において、第１回学校訪問時に指摘した事項について、学校改善のための具体的な取組がなされていた。今後とも本事業により見出された課題だけでなく、日々の教育活動からも課題を見出し、適切に改善していくシステムを構築することが求められる。

○人材育成に関して、研修だけでなく、0JT の取組が盛んに行われている。例えば、主任教諭が研修を受け（in put）、それを生かして若手に助言する（out put）という循環は、主任教諭の授業力を向上させることにつながっている。主任教諭の力量の向上は、円滑な学校運営に大きく寄与するものである。

○いずれの学校も、教務主任をはじめとするミドルリーダー層が生き生きと活躍し、分散型のリーダーシップを発揮している様子が感じられた。また、ミドルリーダー層が活躍しやすい環境づくりや管理職の支援がみられ、校内組織が活性化している。

○学校により方策は異なるが、児童・生徒を主語にした取組を進めようとする学校が多く、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を実現するための第一歩を踏み出している様子が見られた。引き続き、研究を進めてほしい。

○学校経営のグランドデザインに示される課題及び解決策、ビジョンの明確性等、学校間に差がある。狛江市においては令和４年度からコミュニティ・スクールの取組が始まり、地域に対し、学校がどのような教育を目指しているのかを簡潔かつ分かりやすく示すことは重要なことである。

（２）教育委員会の学校支援についての提言

○文部科学省から第４期教育振興基本計画が公表されて以降、様々なところで「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」が言われている。これが言葉遊びにならないようにする必要がある。概念規定を行うとともに、これまで学校で行われた教育活動とどのような関係があるのか（例えば「豊かな心を育てる」等）を各校に示していく必要がある。

○経営計画の教員集団での共有及び理解には、まず運営、育成を担う中堅教員、ベテラン教員の経営計画の目的の理解と、若手教員等のリーダー的な人材による実行が有効である。教育委員会として、学校経営計画の校内・教員への浸透度、理解度を測定することも必要である。

○学校に対し、具体的なデータや事象を示すなどして、学校の抱える本質的な課題を把握できるように支援することが必要である。

○ 教育委員会が校長の考える具体的な学校経営を聴き取り、それを文書に示すための支援も時に必要である。特に、取り組むべき事項の重点化（優先順位を付けるなど）と、学校の教育目標を達成するための取組事項の関連付け等をすることが求められる。

○教育委員会が「主任教諭の活用」を各校に指導をしてきた成果が表れている。更なる成果を生み出すためには、主任教諭の活用が大切な理由の要因を分析し、学校に示すことが必要である。

○教育委員会がリードすべきこと、支援すべきことを明確にする必要がある。特に教育委員会がリードする内容については、本委員会において全校共通で確認する視点（評価の観点）として設定し、校長のマネジメントについて確認する必要がある。

狛江市歴史的公文書に係る選別基準

令和７年２月18日
教育長決裁

（目的）
第１条　この基準は、狛江市文書管理規則（令和４年規則第54号）第66条の規定にする保存期間が満了した文書類のうち、歴史的価値があると認められるもの（以下「歴史的公文書」という。）について、その選別の基準を定めることを目的とする。
（選別基準）
第２条　歴史的公文書の選別に関する基準は、次に掲げるもののうち、特に必要と認めたものとする。
（１）　市の機関、機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
ア　条例、規則等の例規に関する文書
イ　市の各種制度及び行政組織の新設並びに改廃に関する文書
ウ　地方自治制度に関する文書
エ　選挙に関する文書
オ　市長、副市長、会計管理者及び行政委員会の長の事務引継書
カ　議会、各種委員会、審議会、主要会議等の審議経過及び結果に関する文書
キ　庁議に関する文書
ク　諮問及び答申に係る伺いは、全て選別する。
ケ　調査、統計及び研究のうち独自に実施されたもので重要な内容のものに係る文書
コ　予算、決算及び収支等財政状況に関する文書は、全て選別する。
サ　起債、補助金及び貸付金に関する文書
シ　市有財産の取得、管理及び処分に関する文書
ス　許認可等に関する文書
セ　監査、検査等に関する文書
ソ　主要職員及び法令設置又は附属機関等の委員の人事に関する文書
タ　訴訟、異議申立て等の争訟に関する文書
チ　基本構想、総合基本計画及び実施計画の策定及び検討に関する文書
ツ　行政評価（事務事業評価、施策評価、外部評価等）に係る文書
テ　公共施設の建築等の事業実施に関する文書
ト　行政区画の変更等に関する文書
（２）　市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
ア　栄典又は表彰の授与等に関する文書
イ　行政代執行に関する文書は全て選別する。

ウ　陳情、請願、要望等に関する文書

（３）　市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

ア　各種施策、行政運営上のシステム等のソフト事業の実施に関する文書

イ　市民生活に密着に関わる分野に関する文書のうち、市域の特性が反映された文書

ウ　市政における市民参加・市民協働に関する文書

エ　その他社会的な影響が大きく、市として対応し、その教訓が将来にいかされるような事項に関する文書

（４）　市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

ア　市内の史跡、文化財等に関する文書

イ　外国及び外国人に関する文書

ウ　儀式、事件その他市として記録を共有すべき歴史的に重要な施策に関する文書

エ　友好都市の締結及び連絡調整に関する文書

（５）　その他文書担当課長又は各主管課長が歴史的価値があると認めた文書は、選別する。

（移管）

第３条　文書担当課長又は各主管課長は、この基準に基づき選別した文書類を社会教育課長へ移管するものとする。

（委任）

第４条　この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付　則

この基準は、教育長決裁の日から施行する。

公共施設利用団体登録要件の整理

（　）書きは、現行要件等　※例規上の各利用団体の位置付けは変更しない。

	団体の種類	社会教育関係団体	体育施設利用団体	公民館団体	地域・地区C利用団体	市民活動支援センター
基本条件	人数	５人以上 （５人以上）	５人以上 （５人以上）	３人以上 （５人以上）	３人以上 （３人以上）	３人以上 （３人以上）
	登録の欠格・禁止事項	共通（共通）				
	更新時期 青少年団体更新時期	３年 （２年） １年 （１年）	３年 （１年） １年 （１年）	３年 （３年） １年 （１年）	３年 （２年） １年 （１年）	３年 (３年) １年 （１年）
	代表者条件	18歳に達した日以後の最初の４月1日以降の者 ※市内在住・在勤・在学は問わない （18歳以上）	18歳に達した日以後の最初の４月1日以降の者 ※市内在住・在勤・在学は問わない （18歳以上で市内在住・在勤・在学）	18歳に達した日以後の最初の４月1日以降の者 ※市内在住・在勤・在学は問わない （18歳以上 ※市内在住・在勤・在学は問わない）	18歳に達した日以後の最初の４月1日以降の者 ※市内在住・在勤・在学は問わない （18歳以上で市内在住・在勤・在学）	18歳に達した日以後の最初の４月1日以降の者 ※市内在住・在勤・在学は問わない （18歳以上）
	構成員条件	構成員の過半数が市内在住・在勤・在学 （構成員の過半数が市内在住・在勤・在学）	構成員の過半数が市内在住・在勤・在学 （規定なし）	構成員の過半数が市内在住・在勤・在学 （構成員の過半数が市内在住・在勤・在学）	構成員の過半数が市内在住・在勤・在学 （構成員の過半数が市内在住・在勤・在学）	規定なし （規定なし）
	活動拠点	拠点が市内 （事務所 or 連絡先が市内）	拠点が市内 （規定なし）	拠点が市内 （拠点が市内）	拠点が市内 （市内で活動）	市内で活動 （市内で活動）
	青少年団体条件	主に18歳に達した日以後の最初の３月31日までの者で構成し、成人の責任者を置く （監督・コーチ等を除き、全てが高校生以下） （監督等を除いた、構成員のうち、５分の４以上が市内在住の中学生以下）	主に18歳に達した日以後の最初の３月31日までの者で構成し、成人の責任者を置く （監督・コーチ等を除き、高校生以下が５人以上 市内在住・在学・在勤の18歳以上の代表者）	主に18歳に達した日以後の最初の３月31日までの者で構成し、成人の責任者を置く （主として児童・生徒で構成かつ成人の責任者を置く）	主に18歳に達した日以後の最初の３月31日までの者で構成し、成人の責任者を置く （規定なし）	主に18歳に達した日以後の最初の３月31日までの者で構成し、成人の責任者を置く （主として児童・生徒で構成かつ成人の責任者を置く）
	抽選予約	２か月前　抽選予約 １か月半前　先着予約 （体育施設・２中　２か月前 他施設　１か月前）	２か月前　抽選予約 １か月半前　先着予約 （２ヶ月前）	２か月前　抽選予約 １か月半前　先着予約 （3か月前）	２か月前　抽選予約 １か月半前　先着予約 （２か月前）	なし （なし）
	添付書類	・団体登録者名簿（オンライン入力を検討） ・会則・規約等 ・活動実績報告書 ・決算書	・団体登録者名簿（オンライン入力を検討）	・団体登録者名簿（オンライン入力を検討）	・団体登録者名簿（オンライン入力を検討）	・団体登録者名簿（オンライン入力を検討） ・会則・規約等 ・活動実績報告書 ・決算書

※従来の青少年育成団体と青少年団体、年少団体を青少年団体として整理する。半額免除は継続する。

※青少年育成団体の全額免除は継続する。

※体育施設利用団体については、利用施設は体育施設等に限られることから人数要件等は変更しない。

※現状では、社会教育関係団体のみが、エコルマホールを使用する場合、半額減免となっているが、これは継続する。

※団体登録申請の提出書類等の統一については、今後事務的に整理する。

※適用年月日　令和８年４月１日（現登録団体については、更新時から適用）

※市民活動支援センターは、ホームグラウンド、抽選予約の対象外とする。

施設予約の運用整理の考え方

各施設には利用目的があり、例規上の各利用団体の位置付けを変更せずに、その位置付けに応じてホームグラウンドを設定する。施設の目的に合った利用は維持しつつ、空き施設をどの団体も利用できるようにすることで、空き施設の活用が可能になる。令和８年４月利用分の予約から対応するので、令和８年2月からシステム対応する。

ホームグラウンドの設定は団体種別に応じて以下の表の中から選択する。

<table>
<tr><th></th><th>公民館利用団体</th><th>社会教育関係団体</th><th>体育施設利用団体</th><th>地域・地区センター利用団体</th></tr>
<tr><td>A　公民館（中央・西共通）</td><td>○</td><td rowspan="4">いずれか一つを選択</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>B 学校</td><td></td><td rowspan="3">いずれか一つを選択</td><td></td></tr>
<tr><td>C グランド</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>D 体育館</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>E 地域・地区センター</td><td></td><td></td><td></td><td>各センターから一つを選択</td></tr>
</table>

団体登録時にホームホームグラウンドとした施設のみ抽選予約に参加でき、以下のとおり随時予約はどの施設でも入力できることとする。

<table>
<tr><th></th><th>現状</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>３か月前</td><td>（公民館）
抽選申込
⇒抽選確定
⇒随時予約開始</td><td>※抽選予約を２か月前に統一
↓</td></tr>
<tr><td>２か月前</td><td>（二中・上和泉）
抽選申込
⇒抽選確定
⇒随時予約開始</td><td>ホームグラウンド抽選申込
⇒抽選確定
⇒随時予約開始【空いてる施設について、どの施設にも申込可能とする。】</td></tr>
<tr><td>前月</td><td>（その他）
抽選申込
⇒抽選確定
⇒随時予約開始</td><td>↑
※抽選予約を２か月前に統一</td></tr>
<tr><td>利用当月</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※適用年月日　令和8年2月1日（令和8年4月1日以降の予約から適用）
※登録要件の整理に関しては、別紙「公共施設登録要件の整理（案）」
※公民館については、市民センターのリニューアルオープンにあわせて、令和7年9月1日（令和7年11月予約分）にシステムを先行導入する予定
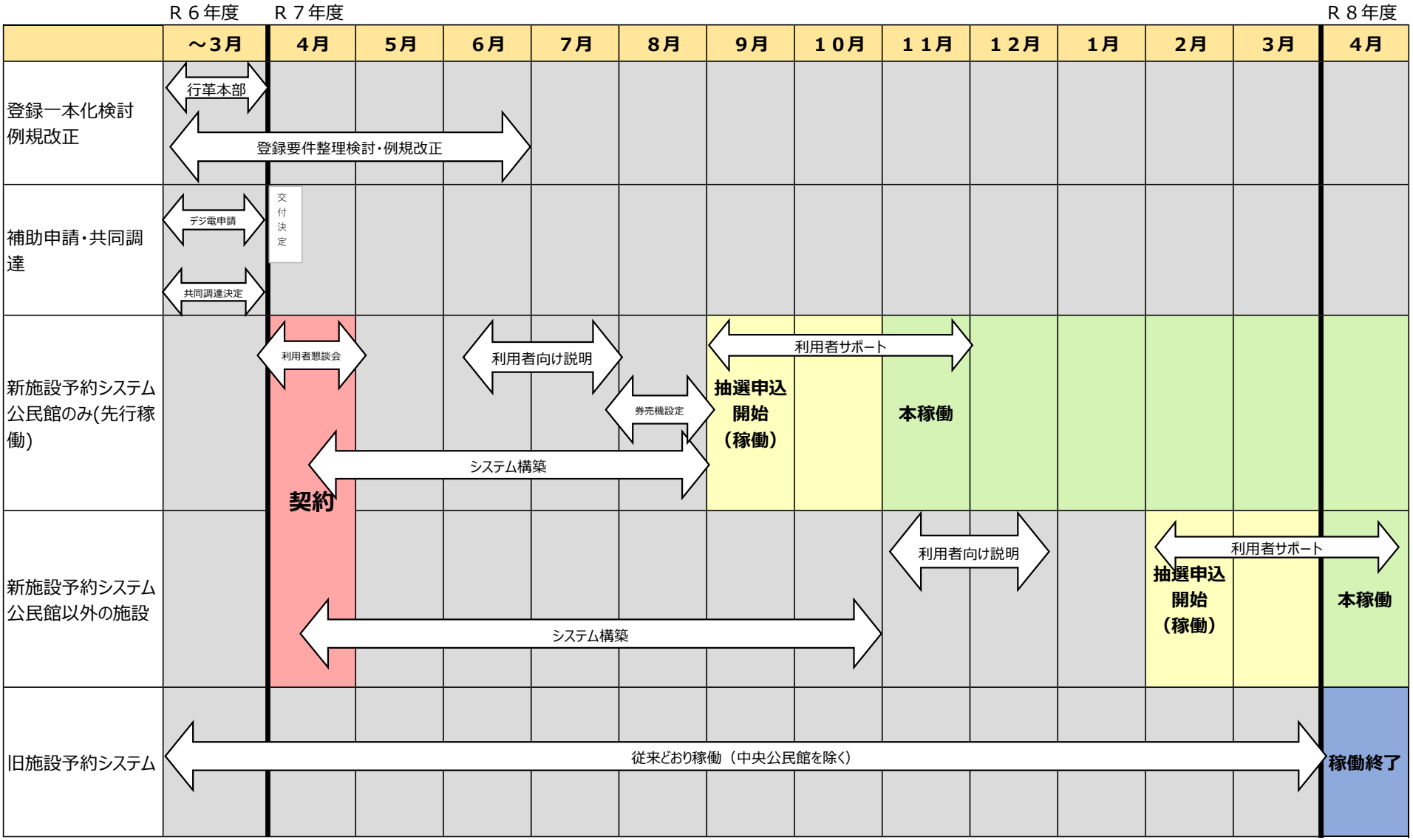
施設予約システムリプレイススケジュール